

防災トランシーバーの運用要領

■トランシーバーの配布と保管

☛ デジタルトランシーバー保管管理者

- ① : 管理組合理事長
- ② : 町内会長
- ③ : 防災専門委員会(事務局)委員長
- ④～⑥ : 前記①②③の者の居住棟以外に居住する統括班、防災専門委員、号棟担当班役員から3名

計 : 6台

☛ デジタルトランシーバーの保管(集会所町内会スチールキャビネット内)

デジタルトランシーバー保管管理者以外の統括班メンバーから2名(注1)

計 : 2台

(注1) この2名には、集会所入口鍵を発災時に限定して使用する条件で配布する。

☛ アナログトランシーバー管理者

- ① : 6号棟又は7号棟居住のデジタルトランシーバー保管管理者から1名(注2)
- ②～④ : 6号棟又は7号棟居住の自主防災会役員から3名
- ⑤～⑧ : 号棟担当班と防災ボランティア登録者から4名

計 : 8台

(注2) デジタルとアナログは別系統のため、同一人が双方を使用して通話内容を伝達する。

■トランシーバーの管理

デジタル・アナログトランシーバーの保管管理者は、最低月1回、バッテリーを完全充電して、何時でも使用可能な状態に保つこと。

■トランシーバーの運用訓練

- ☛ デジタル・アナログトランシーバー保管管理者は、通話手順などの交信訓練の機会には、可能な限り参加し、操作に慣れておくこと。
- ☛ アナログトランシーバーは交信範囲が狭いため、受信感度の確認訓練を行う。上下階、ベランダ・室内などいろいろな場合を想定して、トランシーバーの保管管理者を含めて行う。

以上

作成年月日 : 2017年4月9日